

熊本労働局発表  
平成23年9月20日

担	熊本労働局労働基準部賃金室 賃金室長 秋吉 博明 室長補佐 谷口 和壽久
当	電話096-355-3202 FAX096-353-6621

## 熊本県最低賃金を時間額647円に引上げ

—平成23年度熊本県最低賃金の改正決定—

熊本労働局（局長 峯 作二郎）は、本日、熊本県最低賃金（現行：時間額643円）を4円（0.62%）引上げ、時間額647円とする決定をし、官報に公示しました。

熊本県最低賃金の改正決定については、熊本労働局長からの諮問を受けた熊本地方最低賃金審議会（会長 荒井 勝彦 熊本学園大学教授）が、調査審議を重ねた結果、「時間額647円」する旨の答申を熊本労働局長に対し行っていたものですが、これを受けた熊本労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、本日、熊本県最低賃金の改正決定に係る官報公示を行ったものです。

この最低賃金の効力発生の日は、官報公示から30日を経過した日とされており、平成23年10月20日から新たな最低賃金額が適用されることとなります。

熊本県最低賃金は、県内で労働者を使用するすべての事業場及びそこで働くすべての労働者に適用されます。このため、今後、熊本労働局では、改定後の最低賃金額の周知に努めるとともに、重点的な監督指導の実施等により履行確保を図ることとしています。